

世田谷区告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区給田四丁目134番1の内

(2) 世田谷区給田四丁目134番1の内

3 変更の区域

(1) 延長 51.11メートル

幅員 0.23メートルから0.24メートルまで

面積 19.34平方メートル

(2) 延長 41.01メートル

幅員 0.73メートル

面積 30.02平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月18日

案内図

— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 給田四丁目 26番

